

## 陸上養殖チャレンジ支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、新たな県産魚の産地化・ブランド化を推進するため、やまなし陸上養殖協議会において設立された、生産者、流通加工業者、実需者等、会員で構成する特産品開発グループ(以下「事業実施主体」という。)が実施する陸上養殖施設の整備に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業等)

第2条 この補助金は、事業実施主体が実施する事業に対し、事業実施主体に交付するものとし、補助対象経費、経費内訳及び補助率は、別表のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体の代表者は、補助金交付申請書(様式第1号)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### (補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)により事業実施主体の代表者に通知するものとする。

2 知事は、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該金額を減額して交付決定するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減

額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施主体の代表者は、補助金の交付申請をするに当たっては、あらかじめ事業実施計画書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けるものとする。
- (2) 事業実施主体の代表者は、補助事業の内容(別表1に定める軽微な変更は除く。)を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第4号)を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業実施主体の代表者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業実施主体の代表者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) この事業により取得した財産等については、管理規定を定め、財産管理台帳(様式第6号)を整備し、善良なる管理のもと、効率的な運用を図るものとする。
- (6) 第3条第2項ただし書による交付申請に係る交付決定については、補助金に係る消費税等仕入控除税額について第8条第2項による実績報告を行わなければならない。

(着工)

第6条 事業の着工は、第4条の交付決定に基づき行うものとする。

- 2 事業実施主体の代表者は、本事業に着工した場合には、着工届(参考様式:様式第7号)を知事に提出するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができる。

- 2 事業実施主体の代表者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 事業実施主体の代表者は、事業が完了したとき又は事業の廃止の承認を受

けたときは、実績報告書（様式第9号）により、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

- 2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体の代表者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、第3条第2項のただし書に該当した補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の確定に伴う補助金の返還）

第9条 第3条第2項ただし書により交付申請をした事業実施主体の代表者は、前条第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前条第2項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第10号）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、補助金に係る消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の額の確定）

第10条 知事は、事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体の代表者に通知するものとする。

（処分の制限）

第11条 事業実施主体は、当該事業により取得し、又は効用の増加した構築物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 前項に規定する財産処分制限期間は、補助金交付の目的及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）を勘案し、交付決定のときに示すものとする。
- 3 事業実施主体は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、

交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第11号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 4 知事は、前項の承認をしようとするときは、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（書類の保管）

第12条 補助金の交付を受けた事業実施主体は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

（その他必要な事項）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

別表

補助対象経費	陸上養殖施設の整備に要する初期投資費用（部材費、工事費、設計費、工事監修費）
経費内訳	1 委託料（設計費） 2 工事請負費（部材費、工事費、工事監修費） 3 修繕費（初年度、機械装置・備品等を修繕して事業に使用するために要する経費）
補助率	補助対象経費の2分の1以内。ただし、20,000千円を上限とする。
軽微な変更	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増減を伴わない場合

いずれも初年度のみ。

消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まれない。

(様式第1号)

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

所在地:

団体名:

代表者名:

印

連絡担当者:

電話番号:

FAX:

E-mail:

### 陸上養殖チャレンジ支援事業費補助金交付申請書

平成 年度において、次のとおり事業を実施したいので、陸上養殖チャレンジ支援事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、関係書類を添付して補助金の交付を申請します。

#### 1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費 円  
(2) 補助金交付申請額 円

#### 2 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

別紙「事業計画書」及び「補助事業の資金計画」のとおり

#### 3 添付書類

商業登記簿謄本(法人の場合)

定款の写し(法人の場合)

事業実施主体である特産品開発グループ(以下「グループ」という。)が法人ではない場合、構成員の住所、会社名、代表者名、資本金、従業員数を記入した一覧表及びグループを構成していることが確認できる書類、及びグループ規約の写し

県税に未納のないことの証明書

施設の予定位置図、敷地詳細図

施設内設備配置予定図(水槽、水中ポンプ、プロアー等主な設備の配置がわかるようにすること)

その他参考資料

【様式第 1 及び様式第 1 - 1 の記入要領】

- 1 用紙のサイズは A 4 版とする。
- 2 グループが法人ではない場合の記入方法等は、次のとおりとする。  
住所の上欄にグループ名を記入すること。  
(申請者)は、規約に定めるグループの代表者を記入すること。  
「住所」は、規約に定めるグループの所在地を記入すること。  
各構成員の住所、会社名、代表者名、資本金、従業員数を記入した一覧表を添付すること。
- 3 「補助金所要額」欄には、補助対象経費の 1 / 2 以内の額(限度額以下)を記入すること。
- 4 「補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分」の別紙(様式第 3 号)を添付すること。

(様式第2号)

第 号  
平成 年 月 日

事業実施主体の代表者 殿

山梨県知事

陸上養殖チャレンジ支援事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった陸上養殖チャレンジ支援事業費補助金については、同補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

1 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円

2 陸上養殖チャレンジ支援事業費補助金交付要綱第11条に定める財産処分制限期間は次のとおりとする。

年

3 補助事業の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

4 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合

補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増減を伴わない場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない

ない。

- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 6 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

- 7 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

- 8 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

(様式第3号)

# 事業実施計画書

所在地  
団体名  
代表者名  
印

1 事業目的

--

2 魚種及び選定理由

魚種：  選定理由：
------------------

3 生産規模、年間供給数

--

4 活用する資源、ノウハウ、人材の確保、育成等

--

5 連携する生産業者、流通・加工業者、販売先・活用先（ホテル、旅館、レストラン等）  
及び協力内容

--

6 事業化スケジュール

施設整備	平成	年	月	から	平成	年	月
生産開始	平成	年	月				
出荷、販売開始	平成	年	月				
その他（	）平成	年	月	から	平成	年	月
許認可等必要な手続きがあれば記入							



## 事業の資金計画

### 1 資金調達内訳

区 分	金 額 (円)	資金の調達先
自 己 資 金		
借 入 金		
補 助 金		
フ ァ ン ド		
そ の 他		
合 計 額		

### 2 補助金相当額の手当方法

区 分	補助金相当額 (円)	資金の調達先
自 己 資 金		
借 入 金		
そ の 他		
合 計 額		

### 3 資金支出内訳

経費区分	補助事業に 要する経費 (円)	補助対象経費 (円)	補助金交付 申 請 額 (円)
合 計			

4 経費明細表

経 区	費 分	品 名 (種別)	仕 様 等	数 量 (単位)	単 価	補助事業 に要する 経 費 (円)	補助対象 経 費 (円)	補 助 金 交 付 申 請 額 (円)	購 入 等 予 定 先 等
合 計									

<< 「 4 経費明細表」記載上の注意>>

- (注1) 経費ごとに小計を記載してください。
- (注2) 「品名(種別)」には、原材料名、構築物名、機械装置名、特許名等、それぞれの品名等を記入してください。
- (注3) 「仕様」には、それぞれの型式、性能、構造等を記入してください。
- (注4) 「単位」には、それぞれの物の算出単位のkg、式、台、件、時間等を記入してください。  
「一式」とした場合には、その詳細を添付してください。
- (注5) 「補助事業に要する経費」とは、数量に単価を乗じた金額を記入してください。金額については、見積りによる確認等なるべく正確な金額を記載してください。
- (注6) 「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで、補助対象となる経費を記入してください。
- (注7) 「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうちで、補助金の交付を希望する額で、その限度は、補助対象限度額以内であり、かつ「補助対象経費」に該当する補助率を乗じた額以内になります。
- (注8) 構築物、機械、備品等については、購入、建造若しくは試作、改良、借用又は修繕の別を備考欄に記載してください。なお、購入物件については、その購入先を備考欄に記載してください。

「補助対象経費」には消費税及び地方消費税を除く金額を記入してください。

## 【様式第3号の記入要領】

### 1 共通事項

(1) 用紙のサイズは、A4版とする。

### 2 「補助事業計画書」について

(1) 「4 活用する資源、ノウハウ、人材の確保、育成等」は、温泉、地下水、利用可能な建屋やプール、養殖経験者の有無、等を記入すること。

(2) 「6 事業化スケジュール」は、施設整備着工予定及び竣工予定年月（年度内とすること）、生産開始予定年月、出荷販売開始予定年月、許認可等（例：建築確認）に要する期間の見込みを記入する。

(3) 「9 補助金等の交付を受けた実績（過去5年間）」は、グループ構成者が、過去5年間に県、国、市町村等からその内容に関わらず補助金や助成金等の交付を受けた実績を記入すること。

(4) 「10 雇用計画」は、事業実施主体の人員配置について、申請時人数、進出事業の営業開始時の予定人数及び将来的な目標人数を記入すること。

(5) 「11 売上目標」は、売上高と経常利益について今後3決算期の予測を記入すること。

### 3 「補助事業の資金計画」について

(1) 「資金調達内訳」の合計額は、「資金支出内訳」の補助事業に要する経費の合計額と一致するように記入すること。

(2) 「補助金相当額の手当方法」は、補助金の支払いが原則として補助事業終了後の精算払いとなるため、補助事業実施期間中に補助金相当分の資金を確保する計画を記入すること。

(3) 「経費区分」は、原材料費、部材費、工事費など補助対象経費となっている経費を記入すること。

(4) 「補助事業に要する経費」は、当該事業を遂行するため必要な経費を記入すること。

(5) 「補助対象経費」は、「補助事業に要する経費」のうちで、補助対象となる経費を記入すること。

(6) 「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額以下とすること。

(様式第4号)

平成 年 月 日  
第 号

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

陸上養殖チャレンジ支援事業費補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった陸上養殖チャレンジ支援事業費補助金について、次のとおり変更したいので、同補助金交付要綱第5条第2号の規定により申請します。

1 変更理由

2 変更の内容

[ 補助金の交付決定を受けた事業の内容と、変更後の事業の内容を容易に比較対照できるように、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。 ]

(様式第5号)

平成 年 月 日  
第 号

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

陸上養殖チャレンジ支援事業費補助金中止(廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった陸上養殖チャレンジ支援事業費補助金について、次のとおり中止(廃止)したいので、同補助金交付要綱第5条第3号の規定により申請します。

1 中止(廃止)の理由

(できるだけ具体的に記入すること。)

2 中止の期間(廃止の時期)



(様式第7号)

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

陸上養殖チャレンジ支援事業着工届

陸上養殖チャレンジ支援事業について、次のとおり着工したので、着工届を提出します。

事業実施主体	
事業内容及び事業量	
事業費(円)	
設置場所(工事箇所)	
着工年月日	
完了予定年月日	
施工方法	
請負等業者	
工事監理者	
関係法令検査年月日	
法	
竣工検査予定年月日	
引き渡し予定年月日	

(様式第8号)

平成 年 月 日  
第 号

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

陸上養殖チャレンジ支援事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった陸上養殖チャレンジ支援事業費補助金について、同補助金交付要綱第7条第2項の規定により次のとおり概算払いの請求をします。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

交付決定額	既概算交付額	差 引 額 - =	今回概算請求額	備 考
円	円	円	円	

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

口座振替

金融機関名 \_\_\_\_\_

本店 ・ 支店(支店名 \_\_\_\_\_)

預金種別 \_\_\_\_\_ 当 座 ・ 普 通 \_\_\_\_\_

口座名義 \_\_\_\_\_

口座番号 No. \_\_\_\_\_

(様式第9号)

平成 第 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

陸上養殖チャレンジ支援事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった陸上養殖チャレンジ支援事業費補助金について、次のとおり事業を完了(廃止)したので、同補助金交付要綱第8条第1項の規定により報告します。

1 補助金の額 円

[以下、様式第1号に準じて作成すること。]

軽微な変更があった場合においては、変更前の事業の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるよう、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

口座振替の振込金融機関名、預金種別、口座名、口座番号等を記載したものを添付すること。

(様式第10号)

平成 年 月 日  
第 号

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

陸上養殖チャレンジ支援事業費補助金の仕入れに係る  
消費税等相当額報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった陸上養殖チャレンジ支援事業費補助金について、同補助金交付要綱第9条第1項の規定により報告します。

- 1 補助金の確定額 金 円  
(平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 4 補助金返還相当額 金 円

(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

(様式第11号)

平成 第 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

陸上養殖チャレンジ支援事業費補助金財産処分承認申請書

陸上養殖チャレンジ支援事業費補助金により取得した財産を、次のとおり処分したので、同補助金交付要綱第11条第3項の規定により申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由

(添付書類)

財産管理台帳

その他知事が必要と認める書類